

## MAEBUN TRIAL SHOP 運用規約（キッチンカーを除く）について

### (1) 目的

- ・前橋市民文化会館パブリックスペースの有効活用
- ・来場者へのサービス提供、来場者の利便性向上
- ・地域住民の交流の場としての賑わい創設
- ・小規模事業者や創業前チャレンジの活動機会創出

### (2) 期間及び日数

期間：令和7年4月1日（火）～令和8年3月31日（火）

- ・一度に申し込みができる日数は、最大限5日間まで。但し、空き状況により、追加申し込みを受け付ける場合がございます。

### (3) 時間

出店可能時間 9時～20時の間で、自由に設定可能。

申し込みの際に、出店希望時間を備考欄に明記してください。

※出店開始前（午前9時以降）に、職員に声かけをお願いいたします。

### (4) 設置

館内の出店の場合は、前橋市民文化会館のテーブルや椅子を使用して出店していただきます。（テーブル5個・椅子4脚）その他、必要な備品は全て出店事業者の持ち込みとなります。看板やのぼりなど、貸し出し備品は一切ございません。

### (5) 出店規約及び注意事項

- ・出店者は応募時点で年齢が満20才以上であること。
- ・出店中、自身の荷物や商品の管理は自己責任となりますので、各自で盗難対策を行ってください。
- ・出店者は出店及び販売行為に関して発生した事故や苦情に対して全ての賠償責任を負います。
- ・装飾や看板の設置などは、出店者の管理責任のもと細心の注意を払い設置してください。  
第三者に被害があった場合、当会館は一切の責任を負いません。
- ・自主的な活動をする個人、グループ、団体単位での申し込みが可能です。
- ・火器使用厳禁です。発電機の使用不可。危険物は持ち込まないでください。
- ・模倣品の販売は禁止です。模範品とは、特許権、実用新案権、意匠権、商標権を侵害する製品のことを言います。例えば、有名ブランドのマークを真似したマークを付けたバッグなどがあります。
- ・海賊版の販売禁止。海賊版とは、著作権、著作隣接権を侵害する製品のことを言います。例えば、アニメーションやゲームソフトなどが著作権者に無断で複製され、販売されていることなどがあります。
- ・商用禁止布を用いたハンドメイド作品の販売禁止。ワークショップで使用する生地も同様です。デザインに著作権者がいる等の理由で、商用利用が禁止されている生地、商用禁止布、又は商用

不可布と呼びます。 アニメキャラクターが描かれているものは、ほぼ該当いたします。

- ・ 出店時、担当者からお声がけさせていただく場合がございます。 注意勧告に従わない場合は、即時出店を中止していただきます。
- ・ 出店者はモラルとマナーを守って、責任ある商品の提供をおこなうよう努めてください。

(6) 飲食物販売について

- ・ 食品製造許可のある施設で調理された物を商品としてパッケージングされているもののみ販売可能です。
- ・ 必ず原材料、製造場所、製造年月日、賞味期限などをラベルシールに記載して商品に添付してください。
- ・ 会場での調理や盛り付けはできません。ドリンクを注ぐ行為も調理とみなされるため、行うことはできません。
- ・ 食品衛生責任者以上の資格を有する方に限ります。
- ・ PL 保険（生産物賠償責任保険）、又はそれに準ずる保険に加入している方のみ応募可能です。 ・ 飲食販売出店者は出店及び食品、販売行為に関して発生した事故や苦情に対して全ての賠償責任を負います。
- ・ 本人以外に応募はできません。また、本人以外の出店は認められません。出店許可権利の無断譲渡は禁止です。
- ・ 保健所より指示があった場合は、都度、指導に従っていただきます。

(7) 飲食物販売に必要な書類提出について

飲食物を販売される方は、以下の提出書類のコピーデータが必要です。

- ・ 販売品目に応じた調理施設の許可証
- ・ 調理従事者の食品衛生責任者の資格を有することを証明するもの（食品衛生責任者手帳など）
- ・ 検便実施証明書（半年以内のもの）
- ・ PL 保険（生産物賠償責任保険）又はそれに準ずる保険の保険証券

(8) ペット向けフード販売について

ペット向けフードを販売される方は、事前に「ペットフード製造業届出」の受領印が押された控えのコピーをご提出いただきます。届出の際に、控えをお受取りされなかった方は、ペットフード製造業届出を担当する下記部局にお問い合わせいただくと、控えをメール又は郵送で送っていただけますので、お取り寄せください。（個人情報の観点で、ご本人が届出の控えを取り寄せいただく必要がございます。）

関東農政局 消費・安全部 畜水産安全管理課

郵便番号：330-9722

住所：埼玉県さいたま市中央区新都心2-1（さいたま新都心合同庁舎2号館）

電話番号：048-740-5065

出店が確定すると「出店許可通知」がメールが届きます。  
必要書類のコピーデータを添付してご返信ください。

(9) その他

- ・ 出店による事故等のトラブルは、迅速に対応してください。  
尚、発生したトラブル等については、その内容を当日中に報告してください。
- ・ 本規約要項に定めるもののほか、その他関連法令を厳守してください。
- ・ 出店後は、周囲のゴミを拾い、清掃活動にご協力ください。

---

主催 公益財団法人前橋市まちづくり公社

問合せ先 前橋市民文化会館 電話番号 027-221-4321 (火曜定休：受付時間9時から17時)